

## 第40回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和5年2月17日

○飛鳥井議長 皆さん、こんにちは。議長の飛鳥井でございます。

お忙しいところ、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第40回基本計画策定推進専門委員等会議を開催いたします。本日の会議はウェブ会議システムを利用して開催しております、中央合同庁舎2号館、警察庁第17会議室に御参集いただいている方もおられますし、ウェブ会議システムを利用して御出席いただいている方もおられます。

それでは、最初に本日初めて専門委員等会議に参加される構成員の方々がおられますので、その方から御挨拶を賜りたいと思います。参考資料2に構成員の名簿をお配りしております。それでは野坂構成員、お願いいたします。

○野坂構成員 ありがとうございます。大阪大学大学院人間科学研究科で教育心理学を担当しています野坂祐子と申します。私自身は臨床心理士、公認心理師でもあり、犯罪被害者支援センターや学校現場、児童福祉の領域でカウンセリングや回復に関する研究をしています。どうぞよろしくをお願いいたします。

○飛鳥井議長 それでは野坂構成員、よろしくをお願いいたします。それから関係府省庁の構成員につきましても構成員が変更となっておりますので、御挨拶をお願いいたします。

それでは、まず警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官 警察庁の官房審議官をしております、佐野と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続きまして法務省の方、お願いいたします。

○法務省政策立案総括審議官 法務省の大臣官房政策立案総括審議官ということで担当させていただきます、上原と申します。よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 よろしく申し上げます。それから国土交通省の方、お願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省の総合政策局次長の岩月と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、引き続いて本日の議事及び配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官 事務局でございます。それでは、お手元の議事次第を御覧ください。本日の議題につきましては、「第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について」になります。

資料の御説明をいたします。資料1は、第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況の把握方法に関する資料になります。資料2から資料8、これにつきましては各府省庁から提出のあった具体的施策の主な進捗状況に関する資料になります。参考資料とい

たしまして、参考資料1は令和4年版の犯罪被害者白書でございまして、事前にお配りしておりますので適宜御参照いただければと思います。参考資料2は先ほど御案内のとおり、構成員の名簿になります。また参考資料3といたしまして、前回の会議後に正木構成員からいただきました御質問に対する回答をお配りしております。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、早速ですが議題に入りたいと思います。令和3年3月30日に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画は、その計画期間を5年間としておりまして、各府省庁が担当施策を推進していくこととされており、もう既に策定から2年近く経過をしたところでございます。本日は、施策の現時点における主な進捗状況につきまして関係府省庁から御報告をお願いしたいと思いますが、その前に、第4次基本計画では施策のフォローアップに関し、施策の進捗状況の点検においては定量的な把握に努め、これが困難な場合も可能な限り定性的に把握するとされていることを踏まえ、現時点で関係府省庁において考えている施策の進捗状況の把握の方法について、事務局から御説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官 事務局でございます。お配りしております資料1を御覧ください。第4次基本計画には御案内のとおり、再掲を含めまして279の具体的施策が盛り込まれておりますが、先ほど飛鳥井議長からの説明にもございましたとおり、施策の進捗状況の点検においては定量的に把握することに努め、これが困難な場合も可能な限り定性的に把握するとされております。

これを受けまして、関係府省庁におきまして具体的施策一つ一つにつきまして進捗状況の把握方法を検討していただき、その結果を取りまとめたものがこの資料1になります。施策の進捗状況につきましては、このような把握方法を踏まえましてこの専門委員等会議で御報告していくとともに、犯罪被害者白書でも紹介していきたいと考えております。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策を、犯罪被害者等にとって実効性あるものにし、また対外的な説明責任を果たす意味で、定量的又は定性的なフォローアップの実施は非常に重要でございます。この点につきまして事前の質問はいただいておりますが、今、この時点で御質問、御意見等のある方がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策について、関係府省庁から現時点における主な進捗状況の報告をお願いいたします。まず、順番に警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官 第4次基本計画の警察庁担当施策について進捗状況を御説明申し上げます。資料2を御覧いただければと思います。まず、地方公共団体における犯罪被害者等支援の推進についてでございます。御覧のとおり、犯罪被害者支援を目的とした条例、特に特化条例の制定は一步ずつ進みつつありまして、特に都道府県レベルにおきまし

ではこの確認を行ったその後も動きがありまして、残すところ実際数県となっております。ただし、市区町村レベルにおきましては、地域にもよるんですがまだ制定に向けた動きが不十分なところもあり、今後一層の取組を促していきたいと考えております。

他方、警察庁におきましては、地方公共団体との共催による研修やイベントの実施をはじめとする各種事業を行いまして、理解の促進と支援体制の底上げに努めているところでございます。

次に、各種公費負担制度の充実にに向けた取組についてでございます。犯罪被害者の方々への支援につきましては、どこで犯罪の被害に遭われたとしても同様の支援が受けられることが極めて重要でありますところ、いまだ様々な支援について地域間の格差が存在するところでございます。そこで今回、警察が公費として負担する、例えば犯罪現場となった家屋のハウスクリーニング費用や被害者の方々へのカウンセリング費用の運用状況を把握した上で、可能な限り同水準を確保するとともにその底上げを図り、地域間格差を是正するために全国都道府県警察に指示を出すとともに、そのための予算措置を図っているところでございます。現在、全国警察本部で最終的な調整を行っているところでございまして、今年度末前後をめどに整う見込みでございます。

次に、子供の性被害防止プラン2022について御説明申し上げます。子供が性被害に遭う状況の多様化やSNSに起因する児童買春、ポルノ等事犯の深刻な発生状況等を踏まえ、策定したものでございます。今後5年間をめどに取り組むべき施策を取りまとめたものでございまして、未然防止等、被害児童の保護、相談体制の強化、取締りの強化や加害者対策、事業者対策などを柱とするものでございまして、今後随時フォローアップを行っていく予定でございます。

それでは次に、犯罪被害者週間における広報啓発活動等について御説明申し上げます。本年度は元競泳選手の萩野公介さんを起用したメッセージ動画を配信したほか、東京国際フォーラムにおける中央イベント等において被害者遺族の方々からの講演やパネルディスカッションなどを行い、理解を深めるための活動を実施してまいりました。また、あらかじめ武構成員様から御質問いただいていた調査の実施状況につきましては、警察庁において予算を計上し、犯罪被害類型別調査とともに、施策番号11の被害者が損害賠償を受けることができない状況についての実態把握調査を行う予定としているところでございます。現在、調査項目を含めて検討を進めているところでございます。

そのほか、諸外国における被害者の方々への支援制度の調査も実施したところでございまして、その結果を警察庁のホームページに掲載しているところでございます。皆様のお手元にも資料でお届けしたところでございます。後でまた御覧なっただければと思います。

警察庁施策の進捗状況については、以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。説明が遅れましたが、まず関係府省庁からの御報告を一通りお伺いしてから、その後、換気のための休憩の時間を挟んで、それから構成

員の方々からの質問をお受けしたいと思います。

それでは、続きまして内閣府からお願いいたします。

○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 それでは、内閣府男女共同参画局から犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について御報告を申し上げます。

資料3を御覧ください。私からは性犯罪・性暴力の対策の関係につきまして報告を申し上げます。大きく4つに分けて御報告したいと存じます。1つ目でありませけれども、被害者が相談をしやすい環境の整備であります。性犯罪・性暴力の被害者に対しましては、全国共通の相談の番号といたしまして#8891、はやくワンストップの運用を行っております。こちらは令和2年10月に運用を開始したものでありますけれども、昨年11月からは相談者からの通話料無料化をいたしまして、さらに周知等を図っているところでございます。

次に、全国にワンストップ支援センターを設けておりますけれども、その24時間365日の対応を推進しております。内閣府から各都道府県等に対します交付金によりまして、このワンストップ支援センターにおける24時間対応の取組を支援いたしますとともに、令和3年10月からは夜間休日のコールセンターを置きまして、それまで夜間休日対応をしてこなかったワンストップ支援センターと連携して被害者からの相談を受け、支援を行っております。

3点目になります。多様な相談方法の提供であります。電話に加えましてメールやSNSの相談、オンラインの面談等を推進しております。ワンストップ支援センターにおける取組に加えまして、内閣府といたしましてもSNS相談、Cure timeという事業を行っております。令和4年度からは365日に対応を拡充いたしまして取り組んでいるところであります。

1枚おめくりください。ワンストップ支援センターにおける支援の充実であります。先ほど申し上げました交付金がございます、これによりまして都道府県等が設置するセンターに対し、運営費、医療費等の負担を支援しているところであります。また、令和2年12月からは被害者が所在する都道府県以外の医療機関の受診についても医療費の支援の対象とするということで、通知を發出して取り組んでいるところであります。また、多様な被害者の支援の充実ということで、障害者、男性等を対象とした事例集を作成いたしましたり、それを基に相談員等への研修を実施するなどの取組を実施しています。

おめくりください。社会全体への啓発についてであります。1点目、若年層の性暴力被害予防月間というのを毎年4月に実施しております。特に若年層に向けて、SNSでありますとかトレインチャンネル等を活用した広報活動を実施しているところであります。また毎年11月には、女性に対する暴力をなくす運動を実施しています。今年度につきましては「性暴力を、なくそう」というテーマで大臣からメッセージを發出いたしましたり、また全国でパープル・ライトアップ、紫色に建物等をライトアップする取組を実施しています。

3点目、昨年、議員立法で成立いたしましたAV出演被害防止・救済法がございますけ

れども、これに関します広報につきまして今年度、特に力を入れて実施しているところがあります。

おめくりください。4点目でありますけれども調査・研究の実施ということで、性暴力被害の実態の把握のための様々な調査を行っておるところであります。

性犯罪・性暴力関係につきましては以上でございますが、1点、DV対策に関しまして、参考資料を幾つか飛ばしていただきまして最後のページを御覧ください。配偶者暴力(DV)の加害者プログラムの試行実施についてということでございますけれども、このDVの加害者に対する更生のためのプログラムにつきまして試行的実施をしてきてございます。左下にありますけれども、令和3年度につきましては3地方公共団体で実施いたしまして、試行のための留意事項というものを作成しております。今年度につきましては、さらに2つの自治体で取組を行いまして、その状況を踏まえまして本格実施のための留意事項というものを策定する予定であります。この留意事項を踏まえて今後、全国の自治体で取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

内閣府からは以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。では続いて、総務省からの御報告をお願いいたします。

○総務省大臣官房企画課長 総務省です。私からはインターネット上の誹謗中傷対策について、総務省の取組を御説明させていただきます。

資料4を御覧ください。まずインターネット上の誹謗中傷、全般について、誹謗中傷の被害が増加の一途をたどっており社会問題になっています。そのため、総務省ではインターネット上の誹謗中傷対策について2020年9月に政策パッケージを公表し、1ページのとおりICTリテラシーの向上、プラットフォーム事業者の自主的な取組の支援、発信者情報開示の取組、また4番目に相談体制の充実、4つの柱による総合的取組を推進しています。本日はこのうちの1番目と4番目、ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動と、相談体制の充実に向けた取組についてご説明させていただきます。

2ページを御覧ください。こちらがICTリテラシーの向上のための啓発活動です。この関係では3つの取組を行っています。1番目がインターネットトラブル事例集です。こちらは誹謗中傷を含む最新のインターネットに関するトラブル事例、その対応策、予防策をまとめているもので、2009年度から毎年作成更新をしており、学校の授業や教職員の研修など様々な場面で活用をいただいているところです。

2番目がe-ネットキャラバンです。こちらは児童・生徒、保護者・教職員などに対して、子供たちのインターネットの安全な利用に関する普及啓発を目的として全国で実施している無料の出前講座です。コロナ禍ということもあり最近ではリモートの形態での講座も開催しており、受講方法の選択肢を拡大してきているところです。

3番目が、SNS等における誹謗中傷対策に関して、#NoHeartNoSNSをスローガンに実施

してきている取組です。こちらは関係省庁、また関係事業者などと共同で特設サイトを開設して、普及啓発活動を行ってきているところです。この取組としては、次のページのとおり、特設サイトで関係のアニメーションなども掲載することで周知啓発を進めてきているものです。

4 ページ目を御覧ください。こちらが相談体制の充実です。総務省では2009年度から、インターネット上に流通した情報による被害者に関係する一般利用者などからの相談を受け付けて、アドバイスを行うための違法・有害情報相談センターを設置し運営してきております。

この違法・有害情報相談センターについて体制を強化するとともに、一番下にごさいます違法・有害情報相談機関連絡会を2021年度から新たに設け、相談機関間での連携強化を図ることによって、相談者に最適な解決策を提供できるようにする取組を行ってきているところです。関係機関としては下に書いている機関が入っているところで、直近では昨年2022年の12月に会合を開催したところです。

総務省の取組は以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。では続きまして、法務省から御報告をお願いいたします。

○法務省政策立案総括審議官 法務省でございます。法務省といたしましても第4次基本計画に基づき各種取組を進めておりますが、本日はそのうち、特に動きのある2つの事項につきまして御説明をいたします。お手元の資料5、法務省提出資料を御覧いただければと思います。

1 点目でございますが、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実についてであります。御案内のとおりですが、昨年6月に刑法等の一部を改正する法律が成立しまして、これによりまして資料の左側部分になりますが、赤色でイメージ図をお示ししておりますとおり、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度が新設されました。本制度は被害者側から御希望があった場合に矯正職員がその心情等をお伺いし、それを刑務所や少年院に収容されている加害者に伝達するものですが、これに加え、被害者等の方々からお伺いした心情等については処遇要領等の策定・変更、矯正処遇等の実施、社会復帰のための支援の実施等の場面において考慮することとされています。

また資料の右側でございますが、青色でお示ししているのが犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実でございます。こちらは同じく刑法等の一部を改正する法律により、更生保護法を改正し、従来からございました意見等聴取制度及び心情等伝達制度についてその内容の拡充等を行うほか、被害者等の視点に立った指導監督を充実させることとしております。このように新たな制度のもとでは左側の刑の執行段階から右側の仮釈放等の審理の段階、保護観察の段階に至るまで、それぞれのステージにおいて被害者の方々の心情等を踏まえた処遇が行われることとなります。

新設された矯正施設における制度につきましては、令和5年12月までの施行を予定しております。現在それに向けた検討を進めているところでございます。矯正施設の職員はこれまで被害者の方々との直接の接点が少なく、検討課題は多岐にわたりますが、本制度を通じて被害者の方々の心情等に十分配慮しつつ受刑者等の処遇の充実を図ってまいりたいと考えております。この点につきまして、進展ございましたらまた御報告をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして次の資料でございますが、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討についてであります。法務省では令和2年7月に犯罪被害者支援弁護士制度検討会を設置して論点整理を行った上で、令和3年10月、法務省、日弁連、法テラスを構成員とする犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会を設置し、実務的な議論を更に進めてまいりました。

この協議会における議論等を踏まえまして、令和4年4月から法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルをフリーダイヤル化したほか、DV等被害者を対象とした無料法律相談を電話・オンラインでも利用できるよう運用を改めました。また、性犯罪被害者を対象に、捜査段階から弁護士による継続的支援を受けられるようにするため必要な経済的援助を行うことについての検討を進めており、本年3月末頃の取りまとめを目指しているところでございます。

この点、なぜ性犯罪なのかという点、御質問を事前に頂戴しておりますが、この性犯罪被害者を対象として検討していることにつきましては、性犯罪が示談交渉等、加害者側との接触・交渉が必要とされる場合が多いこと、被害後も精神的被害が継続することが多く、被害申告等の捜査機関対応や加害者側との交渉等を独力で行うことが困難な場合が多いことなどから、弁護士による支援の必要性が高い類型と言えるものと考えております。また、実際にも法テラスにおいて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した事案の被害種別の内訳は性被害が最も多いことや、日弁連の委託によって行っている犯罪被害者法律援助業務の被害罪名ごとの利用状況も性犯罪が過半数を占めることなどから、弁護士による支援のニーズが高いと言えるものと考えております。むろん、罪種が何であれ、被害者の方々への支援が重要であることは当然でございますが、まずは必要性や実際のニーズが高い類型である性犯罪から弁護士による支援に対する経済的援助を検討することとしたもので、性犯罪以外の罪種についても必要な検討を行ってまいり所存でございます。

法務省からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続きまして、文部科学省から御報告をお願いいたします。

○文部科学省大臣官房政策課長 それでは資料6を用いて御説明申し上げます。まず犯罪被害者等の施策の進捗状況の御報告に関して、文部科学省におきましては令和3年に策定された第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、支援等のための体制整備への取組、国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組等を進

めておるところでございます。本日はその主な施策を御報告申し上げます。

最初に精神的・身体的被害の回復・防止への取組に関する具体的施策につきましては、施策番号53、被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等におきまして、文部科学省においては犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心理の専門家であるスクールカウンセラー及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置の充実に取り組んでおるところでございます。

具体的には令和5年度予算案において、スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置等に係る予算を計上しております。また、教育委員会を対象とした会議等において、犯罪等の被害に関する研修や関係機関との連携について周知を行っております。

次に施策番号95、96の児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等につきましては、令和元年5月に学校・教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きを作成、公表しております。また、地域人材や専門家などからなる家庭教育支援チームによる保護者への学習機会や情報の提供、相談対応の取組を広く推進しており、直近の令和3年度には全国で989の家庭教育支援チームが設置されております。

続いて、支援等のための体制整備への取組に関する具体的施策につきましては、施策番号213、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実において、都道府県、政令指定都市の学校や教育委員会に対し、犯罪行為として扱われるべきと認められる暴力行為やいじめについては、いじめを受けている児童生徒を徹底して保護する観点から直ちに警察へ相談・通報し、警察と連携して対応することが重要であること、教員が体罰を目撃した場合や、学校が体罰または体罰が疑われる事案について報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに教育委員会へ報告すること、学校が体罰や教員等との関係に関する悩みを児童生徒が相談できる体制を整備し、相談窓口を周知することなどを示し、教育委員会と関係機関・団体との連携協力の充実・強化や教育相談体制の整備を促しております。

なお令和3年度においては207か所の都道府県、指定都市における教育相談機関でいじめ等に関する相談を受け付けております。

続いて、国民の理解の増進と配慮、協力確保への取組に関する具体的施策につきましては、施策番号251、学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進、施策252、学校における犯罪被害者等に関する学習の充実、施策番号253、子供への暴力抑止のための参加型学習への取組について、犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育を推進するほか、警察と連携し非行防止教室の開催を推進するなど、犯罪被害者等に関する学習の充実を図っています。また子供がいじめ、虐待、暴力行為等の被害に遭った場合の対応について主体的に学ぶことができるよう、地域の実情に応じた取組を教育委員会に促しておるところです。



具体的には、令和4年に児童生徒のいじめに対する理解や児童生徒自らいじめに対し適切な対応がとれるよう促す動画教材を作成し、全国の学校で活用いただけるよう周知をしておるところでございます。また、厚生労働省において子供向けに作成された児童虐待禁止等に関する啓発資料につきましても、児童生徒への周知を図っておるところです。

文部科学省からの御報告は以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続きまして、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。基本計画における厚生労働省の施策について、その主な進捗状況を御報告いたします。資料の7を御覧ください。資料7の左上、児童虐待防止等のための体制整備等についてでございますが、厚生労働省においては児童虐待が発生した場合の子供の安全を確保するための初期対応が確実、迅速に行われるよう、児童相談所の体制強化に取り組んでおります。

具体的には基本計画の施策番号48や施策番号50に関連するものとして、平成30年12月策定の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づきまして、その後の目標の前倒しも含めて令和4年度までに児童福祉司を5、780名程度に増員すること、また令和5年度以降の児童相談所の体制については令和4年12月に策定しました新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランにおきまして、児童福祉司についてはさらに令和5年、6年度で1、060人程度増員しまして、令和6年度までに計約6、850人の体制とする予定でございます。

また児童相談所虐待対応ダイヤル、189（いちはやく）を運用しまして、令和元年12月より無料化する、こういった取組を行っているところでございます。

続きまして資料の左下Ⅱ、DV・ストーカー被害者等に対する支援でございます。こちらにつきましましては計画の施策番号27から28、また31に関しまして婦人相談所及び婦人保護施設の体制強化や性犯罪被害者等に対する自立支援等を実施しております。

続きまして資料の右上Ⅲ、保健医療サービスの提供でございますけれども、こちらは基本計画の施策番号の38、42、47に関連するものとしまして、医師や保健師、精神保健福祉士等の医療従事者の方を対象に、PTSD対策専門研修に犯罪・性犯罪被害者コースを設けまして、知識の普及・啓発を推進しております。こちらについては令和3年度は333人が受講しております。また、家庭内暴力や児童虐待等における子供の被害者に対応できる専門家を養成するため、思春期精神保健研修を実施しまして、こちらについては令和3年度は834名が受講しております。

また、施策番号39に関しまして、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を提供する医療機能の情報提供制度を運用しておりまして、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関を検索することが可能となっておりますので、こちらについて引き続き周知を進めてまいります。

最後に、資料の右下Ⅳ、犯罪被害者のための雇用の安定でございますけれども、こちらは基本計画の施策番号37について、犯罪被害者等の方々が見やすい職場環境を整備する

ため、犯罪被害者等が置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知、啓発を行っております。具体的にはポスター、リーフレットを都道府県労働局、裁判所等、また令和3年度からは全国被害者支援ネットワークへ配布しております。

また、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を含めた特別休暇の意義等について分かりやすく解説するものに企業事例を紹介する動画コンテンツを作成しまして、働き方・休み方改善ポータルサイトに来月頃をめどに掲載予定でございます。

施策番号35、36に関しましては、犯罪被害を契機に事業主との間で生じた労働問題にしまして、労働局等の総合労働相談コーナーにて情報提供、相談対応等を実施しております。積極的な活用を図るため労働基準監督署やハローワーク等において周知等を行っているところでございます。

以上が厚生労働省の主な取組でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続きまして国土交通省の方、御報告をお願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省から報告をさせていただきます。資料の8になりますが、まず1ページ目ですけれども自賠責保険の関係でございます。これは自動車の事故の被害者に関わるものでございますが、保険金のお支払いの適正化ということで施策番号5にございますように、紛争については機構がございまして、そこで調停を実施しております。また国土交通省は、被害者から申出があった場合にしっかり審査をするようなことも実施をしてきております。

施策番号7にございますように、日弁連のセンターによる相談の支援、賠償金等に係る相談の支援も実施しております。

8番ですが、無保険者につきましては、これは国土交通省が直接被害者に保険金の支払いを実施する制度がございますので、これを実施しておるということでございます。実施状況の件数はその表に書いてあるとおりでございます。

次にめくっていただきまして2ページ目ですけれども、公営住宅への優先入居ということで施策番号20、21の上のところがございますが、公営住宅の優先入居や目的外使用の取扱いの推進ということで、これまでも特段の配慮をするようにということで地方公共団体に対して要請を行ってきております。引き続き、担当者会議とか研修の場において周知を実施していくということです。

それに加えて周知をしっかりとしていくとともに、今後というところがございますけれども、優先入居について条例等に規定のない自治体、規定が必要ですが規定がない自治体については検討するように要請することや、あるいは入居に際して保証人は必要としないんですけれども誤解もありますので、保証人を必要としない弾力的な運用というようなこととか、あるいは③にありますように公営住宅入居者が犯罪被害者となった場合などにおいて他の公営住宅への転居、公営住宅から公営住宅への転居も可能でありますので、こういったことをしっかりと改めて周知、通知することを検討していきたいと思っております。住

宅関係は主なところは以上です。

次のページにまいりまして3ページ目ですが、自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実ということでございます。施策番号45の関係ですけれども、そういった施設、リハビリテーションを受けられるような、そういう機会の拡充をしていることであるとか、あるいは在宅で療養する重度後遺障害者を対象とした支援も実施をしております。一番下の※印のところがございますように先般、令和4年6月には自動車損害賠償保障法、自賠責の保障法を改正しまして、本年の4月からですけれども被害者支援・事故防止対策に充てる賦課金というのを年間1台当たり125円徴収することにしております。恒久的に徴収するような仕組みをつくって自動車事故被害者等への支援を安定的、継続的に実施するとともに、これまで財源の制約等もあって十分取り組むことができなかった脊髄損傷に対応した施設の新設等々、被害者支援のさらなる充実を図ることにしております。

めくっていただきまして次、4ページ目ですが、今度はいろいろな暴力とかストーカー行為とかいった児童虐待等被害者の保護を図るということで、自動車の登録をする事務を国土交通省で行っていますが、それを行っている運輸支局等に対して、加害者に被害者の住所等が容易に知られないようにするために必要な事項を通知してございまして、2段目にありますように、各運輸支局等においては厳格な運用で情報の管理の徹底を行っているところでございます。

次に5ページ目にまいりまして、交通事故の相談活動の推進ということですが、これは交通事故相談所というものが地方自治体等に設置、運営されております。3年度末時点では全国に147か所あって197名を配置しているということで、これらの方の能力向上に資するように、ここに書いてございますようにいろいろな実務必携、3年度は交通事故相談ハンドブックQ&A編を作ったり、4年度は事例編というのを作ったり、あるいは研修会等の充実を図っているところでございます。

その次に6ページ目ですが、これは最後に公共交通の事故被害者、自動車事故についてはいろいろございましたが、その他のいろいろな公共交通の事故被害者を支援することも取組としてやってございまして、一番上でございますが、窓口を設置して要員を配置しておるということです。直近で申し上げますと、4つ目の丸のところの後段にございますけれども、またというところにあります。記憶にもまだ新しいと思っておりますけれども昨年の4月には知床で遊覧船事故がございました。発生の直後から相談窓口を24時間体制でひきまして問合せとか要望に対応することと、現在でも行っていますが定期的に家族説明会を開催して情報提供するなど、被害者家族への支援を行っているところでございます。

以上で国土交通省からの説明を終わります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。以上、関係各府省から御報告をいただきました。そのほかにも金融庁担当の保険金支払の適正化等に関する番号6の施策につきまして、事前に武構成員から保険の内容を尋ねる御質問をいただいております。本日、金融庁の方が出席されていませんので、事務局から代わりに回答をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官 事務局でございます。施策番号6につきましては保険金支払いの適正化等の施策でございまして、「金融庁において犯罪被害者等に直接保険金が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払いが適切に行われるよう各保険会社における保険金等支払い管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務運営については適切に対応する」というものになっております。

この点、金融庁から回答を預かっておりまして、「犯罪被害を補償する保険には、例えば住宅への侵入窃盗に備える保険、ひったくりに備える保険、犯罪によるけがに備える保険、自動車盗難や車上狙いに備える保険など様々な種類がある」とのことでございます。

以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、先ほど申しましたように会議の途中ですが、ここで一旦室内換気のために休憩を挟みたいと思います。大体5分後をめぐりに会議を再開いたしますので、それまでに、また御着席をいただければと思います。

( 休 憩 )

○飛鳥井議長 皆さん、おそろいでしょうか。それでは会議を再開し、質疑応答に移りたいと思います。まず、事前に太田構成員、それから武構成員から御質問をいただきましたので、関係府省庁に回答をお願いいたします。まずは、警察庁に対する質問を太田構成員からお願いいたします。

○太田構成員 明石市の条例で様々な経済的支援の制度があるわけでありましてけれども、その中に債権譲渡を受けて明石市が被害者に損害賠償を立替支援金という形で払って、明石市が犯罪者に求償する制度を設けていますけれども、その実態がどのようになっているかについて、現在までに支払った件数、罪名及び金額、加害者への求償を行ったかについて御質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官 お答えいたします。明石市に確認いたしましたところ、立替支援金を支払ったケースは1件ということでございました。ただ、罪名だとか金額などの詳細につきましては、プライバシーの関係もあって差し控えたいとのことございましたので、御了承願えればと思います。以上でございます。

○太田構成員 どうもありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。続きまして、これも太田構成員ですけど法務省に関する質問をお願いいたします。

○太田構成員 私ばかりで申し訳ございません。先ほども説明がありましたとおり、これから矯正施設における被害者心情の聴取とか伝達制度ができるわけでございますけれども、それを踏まえて被害者から損害賠償等の要望が出される可能性もあります。これまでも刑事施設から作業報奨金を釈放前に支給を受けて被害者に送金する制度が認められているわけでありましてけれども、実務がどうなっているかというのは、恐らく私が知る限りは十数年前に1度データが公表されてからは、最近の状況が分かりませんでしたので、もし何か最近の状況がわかればと思って質問させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○法務省政策立案総括審議官 法務省でございます。いろいろな民事上の対応について全てを把握することに限界がございまして、受刑者について全体としてどの程度弁償されているかを正確に把握することは實際上困難でございます。その上で、受刑者については作業報奨金の使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等には、刑事収容施設法に基づいて釈放前であってもこれを支給することができることとされております。

この数字でございますが、令和3年度において被害弁償を目的として釈放前に作業報奨金が送金された件数は約230件、金額にして総額約350万円でございます。このほかについては、先ほども申し上げましたが受刑者についてどの程度弁償されているか、正確に把握することは困難であることを御理解いただければと思っております。

○太田構成員 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 同じく法務省に対する質問ですが、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 私も損害賠償金のことですけど、いつも言われるのは「調査研究しています」とか、「予定です」とか言われるだけなので、今、どのぐらい調査が進んでいるのか知りたいです。先ほど聞いて分かったことは、釈放前に作業報奨金が送金された件数は約230件、金額にして総額約350万円でした。被害弁償のことは、正確に把握することは、困難だと諦めずにこれからもしっかり調査をしていただいて、きちんと支払いをさせるような手立てを考えていただきたいのです。損害賠償金未払いのことで、遺族が苦勞しなくてもいいようになってもらいたいですね。

私たちの会では、昨年からアンケートを行っていて、現在15件分が集まっています。私たちの会はみんな、死亡事件の遺族で半分の7家族が支払われた金額は、20%未満でした。その遺族の人たちは16年以上経っているのに、未だ払われていない現状があるのです。その払われている内容も遺族が一生懸命働きかけて動いてやっと払われる状況なので、国としてしっかり調査を進めていただいて、遺族が負担しなくても済むようにしていただきたいと思います。遺族は、泣きながら、加害者と向き合っている現状があり、とても苦しい思いをしています。私たちは、このアンケートをもう少しまとめて、来月ぐらいには提出したいと思っています。

○法務省政策立案総括審議官 御指摘ありがとうございます。我々としてもそういった状況についてしっかりと把握した上で、またそういったアンケート等もいただいた中で、関係省庁と一体となって方法について検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○武構成員 もう一ついいでしょうか。私たちは、損害賠償金を国が立替払いをして、その後、国が加害者から回収することをどうしても望むのですが、そういうことって無駄なことを言っているのでしょうか。それとも、これからも一生懸命頑張って言い続けたら、国の立替払いができないとしても何かの政策につながる可能性はあるのでしょうか。もう少し希望を持ちたいので教えていただきたいです。

○飛鳥井議長 とても大きなテーマで、恐らくこの基本計画でも今後また議論が重ねられ

ていくと思います。どうもありがとうございました。

それから武構成員、続きまして施策番号154についての矯正施設に収容された早い段階からの被害者からの心情の聞き取りについて御質問いただいておりますが、それをお願いいたします。

○武構成員 ありがとうございます。矯正施設というのは今まで加害者側のことしかしてこなかったと思うのです。被害者のことには目を向けていなかった場所なので、その職員の人たちは、被害者には、ほとんど関わっていなかったことになります。それが、これから急速で変わらなければいけないことになります。これから被害者にも関わることになるわけですが、その意識を変えるため、その施策をしっかりと運用するためにどんな工夫をされるのか。今年の12月からそれが運用されるようになると聞いていますが、この短い期間で、被害者からの心情の聞き取りをするために、意識をどう変えていくのか、それはどんな取組をされているのかを知りたいです。

○法務省政策立案総括審議官 ありがとうございます。確かに御指摘のとおり、これまで矯正施設の職員というのは被害者の方々との接点というのはあまりなかったかと思います。そういった中でこれから大きく制度が変わり、被害者の方々にしっかり寄り添ってやっていくために我々としてもしっかりと検討し、準備をしていきたいと思っているところでございます。現在、詳細についてはまだ検討中ということでございますので、これからまた検討が進み次第御報告し、あるいは御相談させていただく機会もあるかもしれませんが、我々としては被害者の方々のお気持ちにしっかり寄り添いながら心情等を正確に聴取して、御希望に応じた形で受刑者等に心情等を伝達することがしっかりとできるように、特に被害者の方々の心情等の聴取や矯正処遇等の実施に当たる職員については、それぞれの役割に応じた対応がしっかり必要かと思っています。適切な研修を相当程度、実施するような、そういった準備が必要になるかと思っていますので、そのときまでにしっかりと体制の構築に努めてまいりたいと思っております。また引き続きの御指導よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。武構成員から合わせて保護観察官や保護司の方の理解の御質問いただいておりますので、お願いいたします。

○武構成員 同じようなことですが、私はこの二十数年、保護司の人や保護観察官の人、いろいろな人たちとお会いしました。そんな時、もちろん理解してくださる人もいるのですが、多くの人たちから、被害者のことを「大変ですね」と言われるのですが、「それは、自分たちの仕事ではない」とはっきり言われてきました。これまでずっと言われ続けて悲しい思いをしてきましたので、今までのそんな意識をきちんと変えてほしいのです。ようやくこの施策ができたのに、また被害者が悲しい思いをするのではないかなとすごく心配になります。意識を変えることは、とても大変で時間のかかることではないかと思うのですが、ここでもどんな取組をされているのか。どんな研修をされるのか。12月までに間に合うのか、心配なので教えてください。

○法務省政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。至らない点があれば本当、我々とし

でも反省しながらしっかりと進んでいきたいと思っておりますが、当然、保護観察官や保護司の方々についても犯罪被害者の方々の視点に立った保護観察処遇を適切に実施する、これはもう大切なことだと思っております。今般の法改正によりまして被害者の心情や置かれた状況等を踏まえて保護観察等を実施することが原則となったと、こういった趣旨、これを保護観察官等に徹底するほか、それ以外にも心情とか置かれた状況の理解の増進を図るための研修の充実とか、あるいは被害者担当官と事件担当の保護観察官の協議の充実とか、そういったことに今回の制度の改正を踏まえてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、我々としてもしっかりとやってまいりたいと思っております。

○武構成員 もう一ついいですか。

○飛鳥井議長 どうぞ。

○武構成員 施策は「希望があれば」被害者が心情を伝えられるとなっています。それには被害者がそのことを知らなければいけないので、被害者側にちゃんとそれを教えてあげるといふか、周知徹底がとても大事になってくると思うのです。あとになって「そんなことができたんですか」と気が付き、時期を逃してできなかったことに悔しい思いをすることがあります。だから、そのことにも力を入れていただきたいです。もちろん心情伝達はしなくてもいい人もいるかもしれないですが、したい人もいます。大事なことは、その施策を知った上で被害者が選ぶことだと思うのです。それはパンフレットだけではなくきちんと説明をして教えていただきたいです。その方法をもっと工夫していただきたいなと思います。

○法務省政策立案総括審議官 ありがとうございます。非常に重要な視点であると思っておりますし、我々もしっかりと取り組まなければならないと思っております。もともと加害者の処遇状況等の通知制度とかもございしますが、いずれにしましても制度を知らないで利用の機会が失われることはあってはならないことだと思っております。様々な形で広報活動をしてまいりたいと思っております。その上で、場合によっては皆様、被害者支援団体の方々の御協力もいただくことも大事かとも思っておりますので、そういった点も含めて我々、頑張っただけでまいりますので、御協力も含めてお願いできればと思っております。

○武構成員 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 貴重な御質問ありがとうございます。せっかくの施策ですので現場の担当者にも浸透するように、それから被害者の方にもこういう制度があることをぜひ周知徹底していただければと思います。それでは、太田構成員。

○太田構成員 戻ってしましますが、先ほどの令和3年の作業報奨金の釈放前の支給と送金が230件350万円という御報告がありました。これを調べるのも大変だったと思ういます。どうもありがとうございます。せっかく調べていただいたので、もう少し詳しいことが分かればと思うのですが、これによると1件当たり2万円もないわけですね。恐らく、香典なり、見舞金という扱いぐらいのことだと思うんですけど、罪種構成は一緒に調べていただきましたでしょうか。殺人の受刑者が殺人の御遺族に対して香典みたいなものを送

っている例なのか、それとも今、保護観察の心情等伝達もそうですけど、財産犯の利用が多くなっています。そこで、例えば詐欺とか、そういった財産犯の受刑者が送っているようなのが多いのか、もし何か少しでも感触でも分かればと思ってお尋ねするのですが、よろしく願いいたします。

○法務省政策立案総括審議官 御質問ありがとうございます。実は今回の調査、調査の方法が予算面とか、あるいは会計面からの調査になっておりまして、実はどなたがどういうふうにやったかの詳細までは追えていないのが実情でございます。その点、大変御質問もそのとおりにかと思うんですが、把握できていないことを御容赦いただければと思っております。

○飛鳥井議長 どうぞ。

○太田構成員 先ほど武さんもおっしゃられましたけど、これから心情等聴取・伝達なんかで被害者の方が損害賠償の要求を受刑者に伝達することもあると思いますので、その前提として今、現状がどうなっているかということ調べて調査していただくと、今後の参考になるのではないかと思います。ぜひ御検討いただければと思います。

○法務省政策立案総括審議官 ありがとうございます。どういった形で今後の処遇をしていくかという中で被害者の状況とか、あるいはそういう状況をどう把握していくかということ今、模索はしております。なかなかどういったことが可能かということも含めて今、模索しているところでございますが、今後引き続き検討させていただくということで御容赦いただければと思います。

○太田構成員 よろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは続いて、文部科学省に対する質問を太田構成員、お願いいたします。

○太田構成員 たびたび申し訳ございません。教員等が生徒等に性犯罪等を行うようなケースがある関係で、近年、立法も行われたわけでありましてけれども、特定免許状の失効者のデータベースの利用状況をお伺いしたいと思ってお尋ねさせていただきました。これは任命権者が利用できるということですが、どれぐらいの機関が権限を持っていて、どれぐらい利用しているのかについて、分かる範囲で御教示いただければと思います。よろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 文部科学省の方、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房政策課長 今、御紹介いただきましたデータベースにつきましては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき整備されるものでございます。なお、同法の規定は同法が公布された公布の日、令和3年6月6日から2年以内の政令で定める日から、当該データベースに係る規定が施行することとされてございます。したがって、実際には状況、実務的には令和5年4月から当該データベースの稼働に向けたデータベース構築作業が進んでおる状況でございますので、現時点で御質問のような形で利用実績、どういったものが出ているような段階には法律上ございません。



その前提で当該データベースにつきましては、この法律に基づきまして、国公私立の幼稚園から高等学校までの教育職員等の採用権者が利用するものとされてございます。この採用権者の数につきましては、おおむねではございますが団体としては1万2,000程度の団体がございます。またこの活用に関する考え方でございますが、当該データベースの活用につきましては同法の7条第1項によりまして、職員等の採用権者に責務規定と利用が課されておるところでございます。したがって、希望者が利用する観点ではなくて、利用権限のある全ての機関が恐らくユーザー登録を行うことになるものと解釈してございます。以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○太田構成員 ありがとうございます。これは、大学も入るということでよろしいでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課長 付属をおいております国立大学がという趣旨でしょうか。

○太田構成員 うちの大学も私立ですけれども付属の学校を持っているのですが、教育委員会以外にこういった大学の学長に権限があるのかどうかということをお教えいただければと思います。

○文部科学省大臣官房政策課長 いわゆる付属高校の設置権者としての大学という御質問でございますでしょうか。

○太田構成員 はい。

○文部科学省大臣官房政策課長 そういう趣旨でございましたら、付属を置きます国立大学等が恐らく採用雇用の主体となっており、当該者が採用雇用の担当の職員であれば法の対象には、これは児童生徒に関するものでございますので、そういったケースであれば、付属等を置いております例えば国立大学等も、その付属の学校に対して学校設置者と法的には解されますが、そういった趣旨の回答でよろしゅうございますか。

○太田構成員 はい。あとこれは、私立大学は駄目でしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課長 今、申し上げましたとおり、設置形態として対象となる学校の設置者でございますれば、必ずしも教育委員会だけではなく、学校法人等も雇用及び採用の主体で、いわゆる学校教育法等に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、ならびに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園等学校と定義してございますので、当該学校の設置主体になってございます学校法人であれば採用雇用、採用の対象者となる解釈になろうかと思えます。

○太田構成員 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それから太田構成員から厚生労働省に対しても御質問がありますので、お願いいたします。

○太田構成員 最近いろいろ事件があつて、社会問題化しております保育所における虐待とか不適切な保育事案について、今後、実態調査が行われる予定があるのかどうか。事件

化したものがほんの全体の一部であろうとも疑われるわけでありますので、ぜひとも実態調査を実施してほしいなと思っているのがまず1点目でございます。

○飛鳥井議長 厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 御質問ありがとうございます。現在、保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査をしているところでございます。去年の12月27日から調査を開始しております。今年2月3日回答締め切りというスケジュールで行っております。

○飛鳥井議長 調査を開始しているということですね。2点目の質問をお願いします。

○太田構成員 2番目は、保育士の登録における欠格事由があるかどうかの確認というのはどう行われているのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 ありがとうございます。御案内のとおり、保育士資格については欠格事由として、禁固以上の刑に処された者や児童福祉に関する法律違反による罰金以上の刑に処されて、その執行を終わって、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者、また児童生徒性暴力等を行ったこと等により保育士の登録を取り消されてから3年を経過しない者などについて保育士となることができないとされておりますが、お尋ねの保育士登録の際につきましては、申請書において今申し上げたようなことに該当しないことを本人から申告していただいている状況でございます。

また、これに関しまして去年の児童福祉法の一部改正におきまして、児童生徒性暴力等を行ったことによって保育士登録を取り消された者等については、その者の行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえまして改善、更生の状況その他、その後の事情によって再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限りまして、再び保育士の登録を行うことができることとしております。

続いて、実際の採用においてですけれども、こちら、本人に保育士の登録証の提示を求めて保育士登録が行われていることを確認しております。また、これについても児童福祉法の一部改正によりまして、保育士を雇用する者は、保育士を雇用しようとするときは児童生徒性暴力等を行ったことによって保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを活用することとされているところでございます。以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、3つ目の質問をお願いします。

○太田構成員 これは最近、ある被害者の方からお話を伺ったことですけれども、生活保護を受けざるを得ないような状況になった場合、所得認定が非常に厳しいということで、もう少し柔軟な判断ができないだろうかということですが、生活保護への所得認定の在り方を、私、よく存じ上げておりませんのでその説明をお願いしたいことと、それから犯給法に基づく給付金を得た場合に、これが所得として認定されてしまうとお金があるじゃないかということになってしまいますので、恐らくこれは除外されているだろうとは思いますが、その取扱いも含めまして御説明いただければと思います。よろしくお願

いたします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。ありがとうございます。まず生活保護法第4条におきまして、その利用し得る資産、能力その他、あらゆるものの活用が求められておりますので、最低生活の維持にあて得る金品は全て収入として認定することとしております。このため、特に御指摘のあった犯罪被害者等給付金につきましては、原則としてですけれども収入として認定した上で保護の要否を判断することとなります。

ただし、保護を受けている世帯の自立更生のためにあてられる額といいますのは、収入として認定しないこととなっております。今、申し上げた自立更生のためにあてられる額としましては、例えば被保護者が災害等によって損害を受けまして事業用施設とか住宅とか家具什器等の生活基盤の回復に要する経費ですとか、あと被保護者が災害等により負傷し、または疾病にかかった場合のその負傷もしくは疾病の治療に要する経費、また裁判やカウンセリングに要する費用、これらを認めるものとしております。以上です。

○太田構成員 分かりました。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。今の質問、厚生労働省の方に私からも補足質問ですが、いろいろな自治体で今、見舞金ということが支給されていますが、見舞金についても今の考え方、同じようだという事によろしいでしょうか。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 ありがとうございます。見舞金については、すみません、手元に資料がございません。また確認しておって御回答する形でもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○飛鳥井議長 分かりました。それでは続いて、構成員の方から御自由に御質問、御意見いただければと思います。御質問、御意見等のある方はまず挙手をしていただいて、それからできれば最初にどの府省庁に対する質問、あるいは御意見を言っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは正木構成員からお願いいたします。

○正木構成員 質問については時間の関係上、別途書面でさせていただきたいと思います。意見ですけれども、各府省庁にそれぞれあるのですけれども、全部まとめて言ってしまつてよろしいでしょうか。

○飛鳥井議長 できれば一つ一つで。

○正木構成員 そうしましたら、まず警察庁に対してですけれども、諸外国の損害回復・経済的支援制度について、おまとめいただきましてどうもありがとうございました。大変よく分かりました。これを見させていただきますと、諸外国に比べて日本の場合、非常に対象範囲が狭いことと総額がかなり低いことは言えると思うので、その辺の検討をお願いしたいことと、これを考えるに当たって人口と対比することが非常に重要かと思えます。人口はインターネットで調べれば分かることですが、できれば一緒に人口を入れていただくと、わざわざ調べなくても対比ができるということで今後、検討をしていただきたいというのが一つです。

それからもう一つ、警察庁に対しましては施策番号274の犯罪被害者等に関する情報の保護についてですけれども、これは氏名の秘匿、匿名のことが書いてあるんですけれども、犯罪被害者によってはそもそも犯罪報道そのものをしてほしくない方もいらっしゃるかと思うんですね。そういう人に対する配慮が必要ではないかと思っていて、そういう配慮もしていただきたいのが意見ですが、現状、そういうような場合にどんな配慮をしているのか、どんな対応をしているのかということについてお聞かせ願いたいということでございます。

○飛鳥井議長 まず、今の2点についてお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官 おっしゃるとおり、諸外国、額だけ比べますと相当違うようにも見えるんですけれども、その他の社会保障との絡みでどのくらい犯罪被害者の方々に経済的な支援がなされているのかということは、全体として見なければいけないなと考えているところでございます。

ですので、犯罪被害者給付金という観点からだけ日本はこの額を算出しているところでもございまして、この額だけを比べるのは、犯罪被害の情勢、発生状況などももちろん違うところもございまして、なかなか一概に比較できるところではないというのがございまして、今後その他の社会保障の関係だとか、犯罪被害に遭われた方が一体どのような時点でどのような支援を受けられているのかも含めてできるだけの調査を進めていき、また先生がおっしゃったとおり、人口との関係って本当はそれも非常に重要なところもあるかと思っておりますし、さらに中身については充実させていきたいと考えているところでございます。

施策番号274番の情報の保護の関係でございますね。これにつきましては報道の関係、非常にデリケートなところ、被害者の方が被害に遭ったこと自体も知られたくないとかいろいろ状況、事情があるときに知られたくないことがございまして、できる限り被害者の方々の御意向をしっかりと確認する一方、報道側はしっかりと報道して真実を知らせたい要望もございまして、それらを総合的に判断するところがどうしてもございまして、各都道府県警察に適切に対応するようしっかりと指導などしていきたいとは考えております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。諸外国との比較は非常に重要な情報でございまして、いつも出していただく数字だけでは何となくよく分からないところがあります。確かに犯罪件数が多い国は額も多いんですね。日本の10倍、20倍という件数が多いところは金額も多いです。本当にそれだけの問題なのか、1件当たりの給付額に違いがあるのか、件数が多いのか、それとも支給対象に違いがあるのか。それからおっしゃられたように、例えばある国はほかの社会保障制度で払っているが、また別の国はそれも犯罪給付で賄っているような制度上の違いがあるかといったような、もうちょっときめ細かな情報をぜひ、また収集してお伝えしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では次の質問をお願いします。

○正木構成員 内閣府に対してですけれども、調査研究の実施についてです。性暴力の実態把握をされているんですけれども、現在、非常に性暴力、性被害というのは多様化しておりますので、多様化している情報ツール、デジタルツールを使った性暴力とか、それからグルーミング、それからスポーツ選手の動画写真による性的ハラスメントのような新たな形態のものについても実態把握をしていただきたいのと、もう1点は教師の生徒に対する性暴力というのは、密室、密接の問題があってなかなか外に出にくい状況があると思うので、この辺の調査、実態がどうなっているのか、それからきちっと相談ができているのか、相談しやすい環境にあるのか、そういうところも含めた調査をお願いしたいという要望が1点目です。

それからもう一つはDV、加害者プログラムについてですけれども、これは私が聞くところによりますと、諸外国で先行して行われているわけですが、効果はほとんどないような結果になっていると見聞しております。日本で始めようとしておられるんですけれども、今現在において効果はどうか。それから今後広げていこうとされておりますので、この効果検証はしっかりしてほしいというのが意見、要望でございます。

○飛鳥井議長 それでは内閣府、お願いいたします。

○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 調査につきまして今、御指摘、御意見を賜りました。御指摘のとおり性暴力、性犯罪の形態というのは様々多様化をしております。また現在のコミュニケーション技術の進展等に伴いまして、デジタル技術を使われた被害というものが広がっていることも認識をしております。私どもの行っております、特に若年層に関する調査等でも、その辺り意識しながら実態をできる限り把握できますように努めてまいりたいと考えております。

それから、DVの加害者プログラムに関しまして御意見を承りました。御指摘のとおり、例えば、プログラムを受講したことで加害行為がなくなることを証明するようなものではないんだらうことは様々御指摘をいただいております。そういったことも踏まえまして、様々な留意事項というのをこれまで検討してきてございまして、先ほど御説明申し上げましたような現在、試行のための留意事項というのを作成し、公表しておるところでございますけれども、それに加えましてさらなる調査を実施した上で本格実施のための留意事項も作成したいと考えております。

重要な点として指摘されておりますのが、この加害者プログラムというのはあくまで被害者支援の一環であることが基本だと思っております。そういったことも十分踏まえた上で今後取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。一旦切らせていただいて、ほかの方からもお手が挙がっておりますので。

○伊藤構成員 どういたしましょう。警察庁さん、法務省さん、厚労省さん、質問ですが。

○飛鳥井議長 そうですか。時間の関係からこの場でどうしてもというのを優先していただいて、あとは書面でいただいても結構だと思うので。

○伊藤構成員 分かりました。法務省さんと警察庁さんに質問、コメントさせていただきます。法務省について、先ほど丁寧に御説明いただいて、しかも構成員からも議論のあったところですけど、この被害者等の心情等を踏まえた処遇の充実は大変重要な点だと思います。特に矯正処遇について、これから被害者等の心情等の聴取と伝達制度が始まりますので。

ただ、ここで考えていただきたいのは、こういうことをやって加害者の処遇に役立てるのはいいのですが、その先ですね。その結果をちゃんと被害者側にフィードバックしていただきたい。その点がないと、更生保護でやっている施策とも共通しますけれども、被害者のためのものにならないと思います。ですので、被害者側への丁寧なフィードバックをぜひきちんと御検討いただいて、仕組みとしてつくっていただきたいと思っています。

あと、更生保護の意見等聴取と心情等伝達の実施状況はよくなっているという印象を持ちました。この中で実は、もう一つ更生保護がやっているものに通知制度がございますよね。今回入っていないですけども通知制度についてもぜひ御検討していただきたい。というのは内容の拡充について、情報量が少ない、何とかしてほしいという点は被害者の方からずっと上がってきている要望なわけです。ですので、その点を御説明にあった全体像の中で、通知制度も含めて検討することを視野に入れていただきたいと思います。それから、医療観察の事件となった被害者の方もこの通知制度については非常に縛りがあって、限られた情報しか提供されておられません。医療観察についてはたった一つ、今回の第4次基本計画の施策番号73に入っていたと思いますけれども、ぜひ医療観察事件の被害者のことを忘れず、この通知制度の拡充ということも検討していただきたいと思っております。

警察庁さんに関しては質問とコメントですが、先ほど御説明いただいた中で子供の性被害防止プランについて、近年の子供の性被害は、先ほどの御説明にもありましたように非常に多様化して多岐にわたっています。子供が見過ごされて今まで随分被害に遭っている方が多いことを私も調査を通じて感じるようになりましたので、子供の性被害防止に向けてさらに真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

今回この中に、例えば仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務づけという言葉とか、それから日本版のDBSの導入に向けた検討がありました。この辺、具体的に今後どんな形で進むことができるのか、今、分かっている範囲である程度の方向性があるのでしたら教えていただきたい。子供を守るためにこういった厳しい体制も必要となるのではないかと考えております。以上です。

○飛鳥井議長 警察庁、お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官 GPSの装着だとか、日本版DBSの導入といったことについて現在、まさに検討中ということで、まだ具体的な情報というものが特に手元にございませんけれども、これから着々と進んでいくかと思っております。

また御承知と思っておりますけれども、GPS、DBSにつきましても、それぞれパッケージとして、このプランの中に含まれておまして、取りまとめは現在、警察が行っております。

すけれども、それぞれ担当省庁が異なっていることもございますので、また確認をしながら、提供できる情報がありますればその段階で御報告差し上げたいと思っております。

○伊藤構成員 ぜひお願いしたい、とても大きな問題だと思うので、大変だと思うんですけれども進捗状況を御報告いただけたらと思います。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。あと、ほかの方、それからリモート参加の方、いかがでしょうか。和氣構成員。

○和氣構成員 法務省の方に確認ですけれども、先ほど武構成員からもありました加害者処遇に関してですけれども、被害者の視点を取り入れた教育ということで、これは平成17年の頃にできあがったと思うんですね。私たち、栃木県内の矯正施設、刑務所、少年院、全部20年くらい回らせていただいて、再犯防止の観点からも被害者たちが教育させていただいているところですが、これは全国的にはできていなかったということで、また取り上げられたということでしょうか。

○法務省政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。今回の御説明に若干私が至らなかったところがあるかもしれないですが、被害者の視点を取り入れた教育としては既に行っていたところでございまして、そこも今後充実していくわけでございますけれども、今回まさに、被害者の方からのお話を直接聞いてということになりますので、被害者の方がどういう心情をお持ちかということを踏まえた上で、今後、受刑者等への処遇をしていくというものでございます。

○和氣構成員 ありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。ほかの方いかがでしょうか。リモート参加の方いかがですか、御意見、御質問等ありますでしょうか。野坂構成員、お願いいたします。

○野坂構成員 被害者支援センターにおける支援について、警察庁の方にお尋ねというか要望なのですが、例えば内閣府さんではワンストップセンターについて、かなり重点的に運営を支援するというので今回、発表されていますけれども、警察庁では確かに被害者のカウンセリングを補助するとなっていますが、被害者にカウンセリングを紹介する職員の手当が保障されていなければせっかくの事業が十分に機能されません。特に、被害者支援センターの運営に関しては非常に脆弱なところもあるように思いますので、カウンセリングの部分だけ補助いただくというよりも支援組織全体に対する取組を拡充していただくとありがたいです。

都道府県によって、ワンストップセンターが中心になって性暴力の支援を行っているところもあれば、犯罪被害者支援センターとワンストップセンターが別々に対応しているところもあると思うので、地域の実情に合わせてやっていただくとありがたいです。要望も兼ねてのコメントになります。

○飛鳥井議長 警察庁の方。

○警察庁長官官房審議官 ありがとうございました。野坂構成員の御指摘のとおり、各都道府県、各地域の支援センターにつきましては、財政的基盤も、また人的体制も非常に弱い

ところが少なくない状況は我々も把握しておりまして、今後一層どのように財政基盤を強化していくかにつきましては各センターの実情などもしっかりと踏まえた上で、現在も国からの支援を行っているところではございますけれども、それぞれの努力に任せるのではなくて、どのように強化できるのかということについては、喫緊の課題として我々も取り組んでいきたいと考えております。

○野坂構成員 よろしくお願ひします。

○飛鳥井議長 武構成員。

○武構成員 ありがとうございます。2つだけお願いがあります。先ほど法務省の方の説明で、最後のページで性犯罪の数が多いので弁護士による経済的支援を受けられるようになるということをおっしゃっていたのですが、もちろんそれは理解していますが、私たちのような少年犯罪の場合も比較的早く加害者が社会復帰をするものですから、その反省のない加害者と自分たちで向き合っている現状があり、とても苦しい思いをしているのです。それで、弁護士さんを探すのですが、被害者に理解をしてくれる弁護士さんを見つけることも難しく、費用もかかるために諦めてしまう遺族の人たちがいます。精神的、経済的な負担を少しでもなくすためにここに早急に少年犯罪も加えていただきたいです。お願いします。

それともう一つは、警察庁へのお願いです。私は、犯罪被害者週間が始まったとき、とても嬉しく今でもそのときのことをはっきり覚えています。犯罪被害者のための週間ができるなんて考えられないことだったからです。それから、毎回参加をされていて、行けない場所での参加は、パネルを用意して展示をしてもらっています。この犯罪被害者週間というのは国民に理解をしてもらうためのものだというのはもちろん分かっているのですが、最近では、当事者の人たちの参加が少ないと感じるようになりました。最初の頃はたくさんの被害者団体が参加して、パネルもたくさん貼られていましたが、今はパネル展示も場所が限られ、参加する団体も少ないです。もちろん犯罪被害者のことを国民に理解してもらうためのというのは分かるのですが、その中心にいるのは犯罪被害者のはずなので、犯罪被害者やその遺族の人たちがもっとそこに足を運べるような工夫をしていただきたいです。

その週間のときには、毎年、警察庁が行う中央イベントと3か所ぐらいの地方イベントがあり、そのほかでは、全国の支援センターなどが催しをしています。でも、そのことを知らない遺族がいるのです。私は被害者の人たちが1回でも支援センターなどの相談窓口に関わっていたらお知らせを送ってくださいとお願いしているんですが、その案内をしていないところも多いようです。私は、犯罪被害者のための週間があること、そして、いろいろな催しが考えられているということを知るのと知らないこととは随分違うと思うんです。国は、犯罪被害者のための週間を作りいろいろな施策も考えているということを知ることによって、「自分たちのことは忘れられていない」というか、「一人で悩まないように」のメッセージになると思うのです。だからこそ、もっと遺族の人がそう感じられるようなものにしていただきたいです。



それと私は毎年、会の子どもたちのパネル展示をしているのですが、終わった後、そのままそのパネルが返ってくるんです。すごく寂しいです。前にもお願いしましたが、その中に当日のパンフレットが一部でも入っていたら私も参加してよかったと思えるのですが、何も入らず、そのままの状態で返るんです。今年初めて警察庁のお名前で、参加いただきありがとうございましたと書かれた手紙が入っていました。それぐらいです。私は毎年、参加して意味があるのかなと一瞬思ってしまう。でも、いや1人でもこれを見て国民の人が知ってくれたらいいし、同じ思いの遺族の人が、被害者の人がこれを見て、こんな人たちもいるって思ってもらったらいいなと思って出しているのですが、毎年寂しさを感じています。そういう工夫もしていただけたら嬉しいです。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。今の最初の質問は私も実は感じておりまして、弁護士による継続的支援の受入れは、最初は性犯罪を対象ということで、これはだんだん罪種も広げていかれる理解でよろしいですか。

○法務省政策立案総括審議官 御指摘、また御質問ありがとうございます。この点、先ほど申し上げましたように罪種であるとか類型が何であれ、被害者の方々への支援が重要であることは当然であるとは考えております。他方で、現在、実務者協議会で御検討いただいている中では、まずは必要性とか実際のニーズが高いところからということでございまして、それ以外のものにつきましてはこの先、その点も現在の検討を踏まえた上でさらに必要な検討を行っていきたいということになっております。そういう状況でございます。

○飛鳥井議長 正木構成員お願いいたします。

○正木構成員 私も関連して、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関するところ、意見ですけれども、まずはニーズが高いので、性犯罪というのは理解いたしました。3月に取りまとめをされるということですのでけれども、性犯罪はそれだけニーズが高くて必要性が高いということであれば、取りまとめをして、すぐ実施できる状況での取りまとめをしていただきたい。ですので具体的な取りまとめを至急していただいて、なるべく早く実施できるようにしていただきたいことと、それから今、意見が出ていますように、まずは性犯罪、それは理解いたしますけれども、弁護士支援を必要とする犯罪というのは性犯罪だけではないので、至急その次の段階に広げていっていただきたいと思っています。

具体的に性犯罪が終わった後、次の段階に進める予定とかはあるのかどうかということと、それから特に広域犯罪とか世間の耳目を集める犯罪、生命身体に関わる犯罪というのは非常にこれも必要性が高いと思いますので、これは放置できない問題だと思いますので、至急着手していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。加藤構成員、よろしいですか。お手が挙がっているのを見えなくてすみませんでした。

○加藤構成員 文部科学省の方にお伺いしたい。これは支援ということと離れるかもしれませんが、こちらの要望としてお聞きいただきたいですけれども、文部科学省が各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを設置されているということですが、

私が個人的に思うことは、小学校、中学校の生徒さんが果たしてソーシャルワーカーさんやスクールカウンセラーさんに心を開くだろうかなという疑問があります。というのは、学校の中で一番主体となるべき人というのは学校の先生であるべきであって、毎日生徒さんと顔を合わせる先生がスクールカウンセラー的な役割やソーシャルワーカー的な役割を果たして、初めて問題が解決するのではないかなと思っています。

例えば学校の先生にそういう技術というか、スキルを身につけていただこうと思うと、これまた業務が増えて非常に重荷になってくるなどは感じます。教育委員会さんがいろいろな課題を与えられるんだと思うんですけども現実、学校の先生方というのは夜の9時10時ぐらいまでお仕事されているのをよく見かけます。本当にその仕事が子供たちの役に立っているのかなと思うと少し疑問はあります。文部科学省さんの手によって少し先生方の重荷を開放してあげたい、いただきたいなと思っています。

あまりにもやることが多過ぎて、本来一人一人に向き合わないといけない子供たちにその時間が割けてないのではないかなと。何か新しい制度ができるたびにもう一つ仕事が増えて、仕事を減らすことなく仕事が増えていく形の中でいろいろな問題を抱えている、その問題を解決できるのかという疑問はあります。日本の将来を担う幼い子供たちが健全な道を歩んでもらうように導くことができるのは小学校、中学校の先生だろうと思っているので、その先生方が本当に思う存分その能力が発揮できるような体制を築き上げていただきたいなと思っております。

私からの意見です。以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。教育現場の負担については恐らく同じ思いを抱いている構成員の方、多いと思います。本当にその中でどうやって被害者支援のことをまたお願いできるのか、限界の中でどれだけの御負担をお願いできるのか、大きな問題ですので、また引き続きこれも基本計画の中での検討課題になっていくかと思えます。

それでは時間がまいりましたので、どうも熱心な御議論ありがとうございました。さらなる御意見につきましては後ほど事務局にお寄せいただければと思いますので、後ほど改めて事務局から御連絡をいたします。

ただいまの構成員からの御意見等を踏まえまして、関係府省庁におかれましては引き続き、第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の確実かつ適切な推進をくれぐれもお願いいたします。

それでは、最後に事務局から連絡、報告がありますのでお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官 事務局でございます。私から犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟、そして自由民主党政務調査会司法制度調査会のもとに設置されております犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPTの状況につきまして、少し御報告をさせていただきます。

前者の犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟につきましては、令和4年4月26日に設立されまして犯罪被害者等施策の抜本的強化に関して議論がなされており、令和4年12月

から令和5年1月にかけて、取りまとめられた提言が官房長官をはじめ関係府省庁の大臣に申入れされた状況でございます。

提言につきましては大きく3点ございまして、1点目は犯罪被害者等に対する補償・経済的支援の抜本的強化、2点目は各種の支援の在り方や運用の改善、3点目は中長期的かつ一元的な相談・支援体制の構築となっております。

そして経済的支援につきましては、令和4年12月から自由民主党政務調査会司法制度調査会のもとに設置されておりますPTが開催され、PTでも議論がなされている状況になります。

状況の報告は簡単ではございますが以上となります。

今回の会議の関係につきましては、改めて事務局から御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、これもちまして第40回基本計画策定推進専門員等会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。